

滋賀県旅館業法施行条例一部改正の概要

1 改正の理由

滋賀県旅館業法施行条例第5条では、旅館業法施行令第1条第1項第11号ならびに同条第2項第10号に基づき都道府県が定める、「旅館・ホテルの構造設備の基準」が規定されており、同条例別表2にその細目が規定されています。

この細目のうち、別表2の5では、「善良な風俗を害することが無いよう旅館構造物の外観看板等の意匠が周辺環境に調和するものにする必要がある区域及び地域」を定めており、その一つとして(1)-コに「独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号の規定により設置する職業訓練のための施設」の敷地周辺を規定しています。

今般、「独立行政法人雇用・能力開発機構法」が平成23年9月30日をもって廃止され、その一部が「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に継承されることから、条例別表に引用する法律ならびに条項等を改正しようとするものです。

2 改正の内容

別表第2の5(1)-コに引用される法律名および条項「独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第7号」を、継承され対応する「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号」に改めます。

3 施行日

関係法令の施行日に併せ、平成23年10月1日から施行します。

4 条例新旧対照

旧	新
別表第2（第5条関係） ホテル営業および旅館営業の施設の構造設備の基準 1 ～ 4 （略） 5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。	別表第2（第5条関係） ホテル営業および旅館営業の施設の構造設備の基準 1 ～ 4 （略） 5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。
(1)次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域 ア ～ ケ （略） コ <u>独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第11条第1項第7号の規定により設置する職業訓練のための施設</u>	(1)次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域 ア ～ ケ （略） コ <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成14年法律第165号)第14条第1項第7号に規定する施設(同号に規定する宿泊施設を除く。)</u>
サ （略） (2)（略） 6 （略）	サ （略） (2)（略） 6 （略）

5 法令等整理表

(現)滋賀県旅館業法施行条例	旅館業法施行令	旅館業法
<p>第5条 <u>旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)</u> 第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準および同条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2(第5条関係) ホテル営業および旅館営業の施設の構造設備の基準 5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。 (1) 次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域 コ 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第11条第1項第7号の規定により設置する職業訓練のための施設</p>	<p>第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>十一 其他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>十 其他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p>	<p>第三条</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、<u>同項の許可を与えないことができる。</u></p> <p>一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの</p>

滋賀県旅館業法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

ホテル営業および旅館営業の施設の構造設備の基準について引用する独立行政法人雇用・能力開発機構法が廃止され、同機構の業務の一部が独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構に承継されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴い必要な規定の整備を行うこととします。(別表第2関係)
- (2) この条例は、平成23年10月1日から施行することとします。

滋賀県旅館業法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>別表第2（第5条関係） ホテル営業および旅館営業の施設の構造設備の基準 1 ～ 4 （略） 5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。</p> <p>（1）次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域 ア ～ ケ （略） コ <u>独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第1項第7号の規定により設置する職業訓練のための施設</u> サ （略）</p> <p>（2）（略） 6 （略）</p>	<p>別表第2（第5条関係） ホテル営業および旅館営業の施設の構造設備の基準 1 ～ 4 （略） 5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。</p> <p>（1）次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域 ア ～ ケ （略） コ <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条第1項第7号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）</u> サ （略）</p> <p>（2）（略） 6 （略）</p>

議第 号

滋賀県旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 23 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県旅館業法施行条例（平成 16 年滋賀県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 5 項第 1 号コを次のように改める。

コ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号）第 14 条第 1 項第 7 号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）

付 則

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。